

事務連絡
平成30年7月19日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
標記の件については、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成30年3月30日障発0330第4号）を別紙1のとおり、「「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」（平成30年3月30日障発0330第5号）を別紙2のとおり、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 3」（平成30年5月23日付け事務連絡）を別紙3のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

○ 別紙 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

（今回変更点は下線部）

| No. | 該当箇所 | 訂正後 | 訂正前 |
|-----|-----------------------|--|--|
| 1 | P. 35 18 行目 (改正後) | ⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて 以下、今回省略 | ⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて 以下、今回省略 |
| 2 | P. 105 4 行目 (改正後) | (二) 重度障害者支援加算については、当該加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに 700 単位を加算することとして、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。 | (二) 重度障害者支援加算については、当該加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに 700 単位を加算することとして、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。 |
| 3 | P. 110 23 行目 (改正後) | ⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 以下、今回省略 | ⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 以下、今回省略 |
| 4 | P. 119 16 行目 (改正後) | ⑨ 短期利用加算の取扱いについて 報酬告示第 7 の 2 の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1 年間に通算して 30 日を限度として算定する。 なお、平成 30 年 3 月 31 日までに指定短期入所等を利用し | ⑨ 短期利用加算の取扱いについて 報酬告示第 7 の 2 の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について算定を認めているが、例えば過去に利用実績のある利用者が、一定の期間が経過した後、再度利用する場合にはも算定可能である。例えば 4 月 1 日から連続 40 日間利用した後、5 月 15 日か |

| | | | |
|---|----------------------|--|---|
| 5 | P.129 22 行目 (改正後) | <p>ていた利用者については、平成31年3月31までの間は、1年間に通算して30日を超えての算定を可能とする。</p> <p>(二) 報酬告示第7のIIのロの特別重度支援加算(II)については、第556号告示第8号の別に厚生労働大臣の定める者の状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を行い、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を加算する。当該加算を算定する場合にあつては、当該医学的管理の内容等を診療録に記載しておくこと。また、当該加算を算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。</p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p> | <p>ら新たに利用を開始した場合も30日目までは算定可能とする。また、定期的に利用している場合であっても連続30日を超えない限り算定可能である。ただし、1年間に通算して30日を限度として算定する。</p> <p>なお、平成30年3月31日までに指定短期入所等を利用していた利用者については、平成31年3月31日までの間は、1年間に通算して30日を超えての算定を可能とする。</p> |
| 6 | P.135 24 行目 (改正後) | <p>③ 2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援の取扱い等について</p> <p>報酬告示第8の1の注2の2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑬の(-)の規定を準用する。</p> <p>⑨ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第8の2の5の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)の⑰の規定を準用する。</p> | <p>③ 2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援の取扱い等について</p> <p>報酬告示第8の1の注2の2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の2の(1)の⑬の(-)の規定を準用する。</p> <p>⑨ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第8の2の5の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(6)の⑰の規定を準用する。</p> |
| 7 | P.136 24 行目 (改正後) | <p>③ 2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援の取扱い等について</p> <p>報酬告示第8の1の注2の2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑬の(-)の規定を準用する。</p> <p>⑨ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第8の2の5の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)の⑰の規定を準用する。</p> | <p>③ 2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援の取扱い等について</p> <p>報酬告示第8の1の注2の2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の2の(1)の⑬の(-)の規定を準用する。</p> <p>⑨ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第8の2の5の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(6)の⑰の規定を準用する。</p> |